

まちづくり専門委員報酬の詳細について

都市整備部 開発指導課

1. まちづくり専門委員報酬の内訳

特定開発事業に関して当事者から紛争調整の申出があった場合や、地区まちづくりルールの認定などに関わる以下の委員報酬

- ・ あっせんに係るあっせん専門職員報酬
- ・ 調停に係るまちづくり専門委員報酬
- ・ まちづくり専門委員会議に係る専門委員報酬

2. まちづくり専門委員会議の内容

法律、建築又は都市計画の分野において学識経験を有するまちづくり専門委員による以下のもの

- ・ 地区まちづくりルールの認定に関して意見すること。
- ・ 地区まちづくりルールへの配慮についての助言、指導に関して意見すること。
- ・ 開発まちづくり条例の施行に係る重要事項に関して意見すること。